

第22日目(3月23日)

議長(駒形正博君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は41名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、関 佐市君、入院のため欠席、井口 實君、通院のため午後3時まで欠席、青木一夫君、通院のため遅刻の届出が出ておりますので、これを許します。

(午前9時30分)

議長 なお、資料の並べ替えについて局長から説明があります。

議会事務局長 (説明を行う。)

議長 本日の日程は配布のとおりといたします。

議長 日程第1、第39号議案 平成17年度南魚沼市水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

企業課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笠原幹夫君 何点かお聞かせ願いたいと思います。まず、いわゆる責任水量の見方が変わってきたということなのですが、それによって単価が変わったので今までと頭の中で比較がなかなかできなくて困っているんですけども。市長は前々から料金の問題で特に合併による企業団の組織の整理とかそういうことも含めて、受水の代金がいわゆるどのくらいになるかということを含んで盛んに言ってきたわけですが、今度は塩沢が入ることになると、当然企業団について考え直さなければならないということです。その中で今までは浄水の関係、2系列があるわけですが、これがフルに考えれば2系列は必要ないみたいな形なわけですが、実際は維持管理も含めて2系列を使うという形になっているわけで、そうかといって1系列に仮に1系列だけにしても1系列がそのまま残っていると。それは別に整理もできないわけですので、維持管理にかかるということです。とりわけコンピューター等で1系列で更新、1系列でいけるかという話でしたが、何かそれがまずくて、やはり2系列整備をしなければならぬということになったように聞いております。そういうことになると企業団の整理の形で単価を引き下げるという点は、かなり狭められてくるのではないかという気がするわけですが、その辺の考え方がどうなったのか、まずお聞かせを願いたいと思います。

それから、もう1つは、水道料金のいわゆる未収金も増えてきているわけですが、何か先程の説明の中でありました時効の関係が2年になったというのは、水道料金だけがそういうふうになったのか。一般の税だとか他のは依然として5年間ということをやっているのだと思いますので、その辺はどうなったのか。素人考えでは2年などはあっという間に来るわけですから、何とか納めないで2年免れれば、みんな時効になってしまうからという感じもするわけです。これについて具体的な対策がとられているのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

それから、ここで市になって、大和町と六日町と合併して市になったわけですが、今度は塩沢町が合併してくると。塩沢町については、水道についていろいろ前から話を聞かされております。またその水道の形態そのものも、私どものところとだいぶ違う要素も含まれているようです。これらを、合併してですが、この財政計画、これは既にもう事務調整の中である程度組まれているのかどうか。といいますのは、今回こういう水道料金で去年と変わらないというか、そういう形で組んだわけですけれども、これがこのまま続けられるのか、あるいはどんどん上がっていくようなことになるのか。そういう財政計画が、ここで合併等でなかなかきちんとしたものが示されていないというふうに私は受け止めているわけですけれども。これらの計画、そういうものを準備されているのか。あるいはもし準備されていないとしたらいつ頃になればそれが明らかになるのか、この点についてひとつお聞かせ願いたいと思います。

市長 畔地の浄水場の件でありますけれども、ご存知のように合併すればいわゆる広域水道企業団というのは消滅するわけでありまして、南魚沼市の一施設という事になるわけでありますけれども。それはそれといたしまして、この2系列浄水池があったわけあります。これは当初、いわゆるコンピューターの入替えが平成20年度以降ということでありまして。その際当初は大体10億円ぐらいかかるだろうということの中で、その当時の水の使用量等は、もう1系列で十分ということでありましたので、それをでは1系列やった場合どの程度、2系列やった場合どの程度、という試算を業者から見積もりもとったりしてやりました。その結果、大体6億円前後でその浄水場のコンピューターの入替えはできるだろうと。6億円、若干下回ると思うんですけども。では2系列と1系列やった場合の費用の差はどうかというので100万円単位程度の差しかでないということだったんです。2系列やってもそうだし1系列でやってもそうだと。

それでも経費節減という意味の中で、とっていましたが、気持ちが変わったといいますが、方向転換いたしましたのは、7月のあの水害であります。この時に濁度1,000度前後の水が流れ込みまして、とても2系列なければ対応できなかったということでありまして。これは作った時は当然いわゆる予備的な部分でなくて、必要水量を満たすには当然2系列が必要だったということで、予備的なものでなかったわけですけれども、水の使用量の関係でこうなっている。今はある意味で災害対応、予備的な部分としてこの2系列目をやはり生かしておかなければ駄目だろうということに考え方が変わりました。それで費用的には先程申し上げましたように、コンピューター関係もせいぜい4、500万円も余計かかれば、2系列ともコンピューター整備ができるということでありまして、維持管理等につきましても全く例えばそれを使わないということになっても当然そのまま放置というわけにはいきませんので、何らかの維持管理的なことはやっていかなければならないと。そうなりますと、2系列を生かして1系列は災害対応、緊急時対応、あるいはその機械を交互に使うことによる寿命の延伸といえますが、そういう部分も含めて、2系列でやっというふうなことに方向を転換させていただきました。それによつて、先程触れましたように維持管理費やコ

コンピューターの増設費が、倍かかるとかということではなくて本当に微々たるもので済むということが判明いたしましたので、そうことに変更させていただきたいということになります。

それで10億円程度の予定をしていたのが6億円前後で済むわけですので、それらの原資を元にして、供給単価を極力また下げていきたい。しかも先程課長が説明しましたように、この責任水量制を見直すことによって、高利のこれまでの債務を借り換えができる。これによる利息軽減も数千万円から億にあがるという今状況でありますので、これが実現した場合はですね。そういう努力を重ねながら、やはり水道料金を下げるには原水から、元から下げてこなければなかなかある意味では努力も限界があるということになります。そういう方向を今目指しているということになります。

塩沢町の件につきましては、詳細につきましては課長が説明申し上げます。ご承知のように、とりあえず私どもの料金に塩沢は1回合わせさせていただくわけになります。塩沢にとってはちょっと値上げになるわけですが、できればこの料金を維持あるいは下げていきたいという思いに変わりはありません。ですので、先程申し上げましたような浄水場の方からのそれぞれの改革、そして塩沢町を含んだ今度は水道課といいますか、その体制のまた再構築、これらを含めて何とかまたもっともっと料金値下げにつなげていきたいという考えであります。なお塩沢ではご承知のように1,200戸ほど、まだ専用水道ですか、に加盟をしております、私どものこの流域、広域水道の計画区域内であるんですけども、そこに参画をしていないということになります。これらも相当の水量にのびますので、できれば就任後、合併後ですね、早めに地元のまた皆さん方と話し合いをして、極力この広域水道の方に加盟をしてもらうような、また努力を重ねていきたい。そのことによっていわゆる使用水量が増えるわけありますので。それらもまた、ある意味では値下げの原資につなげられるということになります。そんな努力を今重ねていきたいというつもりであります。あとの件につきましては課長が説明申し上げます。

企業課長　　まず責任水量が変わったということでございます。それで比較につきましては、平成15年度決算からいきますと、まず南魚沼市では、金額でいきますと5,542万2,000円ほど減というふうになっております。塩沢町では1,960万円ほど減ということで、合計7,500万円ほど減になっておりますが、その料金体系でやると2年後には借換え債が可能になる、というものでそういう形になったということでございます。

未収金の件でございますが、まずこの時効という、時効といいますか、まず不納欠損をしても、債権を消滅させる債権放棄の手続き、これは地方自治法で決まっているようでございますが、それをしないと消滅しないというものでございますので、会計上不納欠損という形でとるということでございます。とりあえず私どもの今のこの1,300万円ほどの不納欠損処分をしたいというのは、今現在閉栓をされていてそして廃止もしているというものについて、とりあえず早急に不納欠損しなければならない　　もうこの辺にいないものですから

だろうということでございます。そのほかに開栓をしても5年ぐらい経ってもまだ未収

の方もおりますので、そういう方については収納の方の形の中で徴収をいって、古いところからもらって消していくという、そういう形であくまでも2年過ぎたから、もう即欠損処分するんだという考え方ではございません。

何とかできれば、したいということでございますので、そういう形の中で収納の方については今、旧六日町地区で1名の方が収納の方専属でやっていただきまして、毎月150万円ほどの料金をいただいておりますので、ある程度の効果の方は上がっているのではないかなというふうに考えております。そういうことで、具体的な対策についてはあくまでも私ども収納の数を、収納対策で足を運んだり、あと、あまり溜まってしまふとなかなか払いにくくなるので、なるべく2ヶ月、3ヶ月溜まったら催告書等を出した中で何とかお願いしていきたいと、いうことで対応してまいりたいというふうに考えております。

あと塩沢町との合併の時の財政計画ということでございます。当初、旧3町の合併の時については財政計画を組んだのですが、今現在塩沢町が離脱したということの中で、今は現在財政計画を組んでおりません。私どもは16年度決算がもうすぐ、年度末になりますとあがってきますのでそれを含めて財政計画を立ててみたいというふうに考えております。そうした中で目安としますと、市長もいっておりましたが、あがることはないだろうと。実際に現状維持か若干でも下げられれば下げていきたいという考え方をもっております。ただ財政計画を組んでみないとはいっきりその数字が出ないということでございますので、そういう形をお願いをしたいと思っております。私ども担当とすれば、あまり急激な上げ下げを2~3年の内にしたくないという気持ちがございますので、その辺を含めて、16年度決算が出たら、両市町の決算が出たら財政計画を試算してみたいというふうに考えております。

笠原幹夫君 浄水場の件はわかりましたが、今、課長の説明の中で、いわゆる未収金については、帳面上はそういう形にするけれども、実際債権はそのまま生かしていくんだというか、そういうことのようにすけれども、これは水道だけなんですか。財政課長、これは水道だけがそういうことになったんでしょうか。他のは同じなんじゃないかな。わかりましたらひとつお聞かせ願いたいと思っております。

それから、財政計画です。私どもは、ない頭を絞って数字を見て判断するには、やっぱり財政計画で、今はこうだけど何年後にはこの部分であがるんだとかというのを見るには、それがなくなかなかわからないわけです。そうするとこの16年決算が出た時点で、あらためてシミュレーションしてみるということなんじゃないかなと思いますが、これはその2年後の借換債などが適用になるそういう要素もおり込んだ財政計画になるのか。あるいはそれはやってみなければわからないのだからということで、そういう要素はおり込まないで財政計画を組むのか。その点をお聞かせ願いたいと思っております。

企業課長 まず1点目ですが、私どもの方の下水があるんですが、下水道については5年です。水道だけが民法上の、民法の145条、それにあたるということで、それで裁判の事例が出て、水道については2年だということで私どもの手元の資料の方にはあります。

財政計画についてですが、今回10月1日で広域企業団も廃止になって南魚沼市になるも

のですから、それは当然資本費を計算しまして借換え債を含めた中での資産になるということでございます。

岡村雅夫君 今、塩沢町が改選の時期をむかえて、その中でいくつかのチラシを見ますと、この水道料金の問題、そしてまた専用水源ですか、これを守るといこういった公約を掲げて何人かやっているようであります。これらの調整をどうもしていなくて合併しようと、こういうような感じに受け取れますが、そこをどういうふうに市長考えているかひとつお聞きいたします。専用水源を守るといのは、市長の地元である雷電様の水がそういう専用水源ですよ。それらとかなり整合性を持たせた説得をしないと、どうも合併してこちらの水を飲めばそれでいいんだというような感覚にはなれないのではないかなという気がしますが、その辺をひとつお聞きします。

それから、財政計画にからんででありますけれども、10月から合併をすれば企業団も1つ1つの市の施設になるというこういう答弁でありました。この施設となって余剰人員といえますか、それが水道会計から離れる程度の経費節減と申しますか、それではどうも水道料金がどこまでの値段を目指しているのか、あるいは下げられるのかというあたりがどうも明確にならないと思うんです。それで私も広域の議員で、水道議会議員でもありますが、やはり今までの議論は企業団での議論ですし、今度はここでの議論になるわけで直接の議論になるわけですから。市長は給水単価はいくらであるか、いくらが理想だということからやっぱり始まっていかないと、努力はします努力はしますので多分この格好で行くと人件費の分くらいは何とかなるかというような形になってしまうかと思うのですが。その辺をひとつやっぱり目標値を示しての事務方の作業というのが財政計画にとってはかなり必要ではないかなというふうに考えていますが、その辺をひとつ心構えを聞かせていただきたいと思えます。

細かいことになりますけれども、未収金が1億2,149万5,000円という数字があったような気がしますが、これに至るまで、大和では1回給水停止という措置をとった件がありました。しかし、今までにこの1億2,000万円の中でそういった事例があるのかどうか。その辺をひとつお聞きいたします。

市長 塩沢町のこの専用水道を今利用されている皆さんの件ですが、岡村議員ご承知のように旧六日町の中で藤原水源と法音寺の水源は、そのまま三国川の水を飲まないで地元の水源を使って飲んでいるということです。藤原につきましては特に藤原上原長森という非常に幅広い部分であります。これは料金を広域水道企業団と同じ料金に整えて、そして維持管理も当然当時の町がやると。ただ水だけは八海醸造さんという問題もありましたしそういう中で、水だけは雷電様の水を飲まなければどうしようもないんだということでもあります。ですので、料金はすべて同一にしまして、その2,500円、250円という料金で今までにいただいていたわけであります。ですからこれから塩沢町の専用水道につきましては、前提はやはり市の管理にまず、管理下に 管理下なんていうと失礼ですけども 市に管理を任せただけかというそこから入るわけであります。それでこちらの三国水系の水を飲んでもいいということになれば、それはそれで結構ですし、いや飲まないけれども藤原

方式といいますかね、そういうことの中で料金体系は合わせるということであればそれで結構です。三国の水を飲んでいただくに、今2,400円の240円ですけれども、これはとても今の専用水道からすると非常に料金が高いわけでありますので。では料金はある意味では変えないけれども、三国水系の水を飲んでいただくという、これもまたひとつの案であります。いろいろの対処方法があると思いますので、地元の皆さん方と胸襟を開いていろいろ話し合いをしていきたいというふうに考えております。

その水道料金の根本的な値下げの中に職員の3人や5人が、なんという話ですけれども、これはやっぱり、職員3人や5人であってもある程度削減できることは大変なことですよ。年間何千万円という数字になりますから。とても簡単に1人2人なんてことではなくて、極力やはりそういうことで今度は塩沢も巻き込むわけでありますから、南魚沼市の市としての水道課の体制はどうすればいいのかというそこを考えますと、3分の1までは減らないと思いますけれども、当時の大和・六日町・塩沢町がひとつずつ課をおいていたその状況の中から当然半減、このやっぱり節減効果というのは非常に大きいことだと思っております。

それから、料金の目標値ということ。目標値とっていいのか、私は前に広域水道企業団の時に岡村さんに申し上げましたが、理想とすればやっぱり基本料金が2,000円とか、超過料金が200円とかその水準まで下がれば、まあまあそう皆さん方から「高いんだ、高いんだ」といわれなくても済む体系にはなりはしないかと。そういう究極的な目標は私の頭の中にはありますが、そこまですぐできるかどうかというのはまだわかりません。わかりませんが、地道にこつこつと努力を重ねれば、けしてできない数字ではないし、ある意味では償還年数がピークをむかえる時期がありますので、そこを下がっていけばまた相当そういうことも可能かなという気はしておりますが、これは断言はできません。これは私の自分の中の理想として基本料金が2,000円、超過料金が200円ぐらいまでは何とかできればいいなという思いは持っております。

企業課長 未収金の給水停止の措置をした事例があるかということでございます。まず六日町地域では15年度の給水停止の状況でございますが、年間96件ございます。そして16年度は10月まででございますけれども、48件ということで一時停止をしていたということでございます。

岡村雅夫君 塩沢町との問題ですが、こういうことが認められるということになると、本当に大和町の水道事業はどうだったのかなという、そこにかえってしまうわけです。私もが住んでいる大崎には非常にいい水源がありまして、確かにタンクが小さいがためにたくさん使用する時には問題が起きたというようなことで、本当にタンクでも増設すればこういう形ができたのかなという感じが私はしてしまうんです。要するに一括で町管理にしようという方針で説得していくのと、要するにひとつの水を飲んでひとつでやろうという問題と、どうも逆行する気がするんです。当初の目的は要するに三国川に水を求めて広域で水道、要するに水を確保しようという大前提で始まって、莫大なお金をかけてきたわけですよ。それがこういった形で崩れるということは、そもそもの計画が間違いだったということにまで

もならざるを得ないことに。ただそれを容認していることによって、そうして決定して進んできたことによって、それを進めていることによって今の高い水道料金を享受しなければならないということになっている。

ではそれをどういうふうに、今市長がいうように 市長は去年一昨年ですか、私に答えたのは1,500円から2,000円という幅を持たせた言い方だったんです。それは選挙真っ只中の時でありましたよ。でもやっぱり実際近隣町村なり全国的な問題を考えてみても、やはり目標の2,000円が妥当であるかというあたりもやはりきちんと検証して財政計画を立てなければならないということです。目標値を設定しないでやっていたら「努力をします」程度の話になってしまうわけでありますので、そういう点ではやはりこれはかなり禍根を残すな、というような今の市長の塩沢の問題とこの料金の目標値の問題は、かなり問題があるなというふうに考えますが、所見を伺っておきます。

それと未収金の問題ですけれども、要するに未収がために給水停止をしたということですが、多分、かなり大口の未収がこの1億2,000万円という数字には入っているのではないかなというふうに私は推測するんですが、この96件48件というのはそういった部類なのか。要するに営業停止までいくような形なのか。この末端の払いたくても払えない、あるいは何らかの家庭の事情で払えない方を、戒めと申しますか、一時的に停止という言い方しましたが、戒めにこういった給水停止をしたのか、その辺はやはりどういう状況なのかひとつお聞きします。以上です。

市長 岡村さんとはいつもこの議論でありますけれども、現実的に使う水を増やさなければこの問題というのは本来は根本的に解決しないんです。使う水を増やさなければ、ですから例えば企業誘致で相当水を使うような企業に来ていただけということになればですね、端的にいえば例えば1円だって1立米1円だってもらえば、それだけ料金の方に還元できるということなんです。それはおわかりでしょうね、岡村さん。ですから、塩沢町の今までの経過は私はわかりません。塩沢町の今までの経過はよくわかりませんが、何ゆえにこうなっているかというのは、これからよく聞きますけれども。それでその1,200戸の専用水道を利用していらっしゃる皆さん方が、水はこの水を飲みたいけれども、維持管理は市で今度はやってくれと、そうなれば料金体系は整えさせていただかなければなりませんと、そういう話を申し上げるつもりです。

この水を飲んでもいいんだと、三国の水を飲んでもいいのだけれどもあまりにも料金の格差がひどいからということになれば、それは暫定的な処置で、では1,200円から始まるうとかですね、500円から始まるうとか、そういうことはフレキシブルにやらなければ、この水道の水量を増やすことが、使用水量を増やすことがなかなか困難だということであります。そういうことも踏み込んでいって究極的には、さっき申し上げましたように、いっぱい水を使っただけによって料金を下げていけるということであります。目標はすべてそこであります。ですから全く問題などありません。禍根など残りません。間違いなくこれは禍根が残るなんて事はありません。それで、2,000円が1,500円がという話ですけ

れども目標はそういうところです。ただ財政計画を立てたりいろいろする中で、ではそのいつていることが10年後にできるのか5年後にできるのか、いや20年後になるのか、これはまだはっきり私は申し上げませんが、六日町の町長選挙の公約の時にはちゃんと値下げすると。2割から5割ぐらいいやりたいと、それはやってきました。それで今、約2割近く下がっているんです。250円を240円にしたという部分を、料金全体の中で割れば17～18パーセント近くなるわけです。2,500円を250円下げた分と同じで。基本料金が100円、超過料金が10円下がっている、その金額をトータルすればそこまでいつているわけですから、打ったところが腫れるほどにはなかなかまいりませんけれども、そういう目標を持って。ただそれが妥当かどうかというのはちょっとまだ私もわかりません。県内で、ではどの程度の水準にあるのかというのは、これからまたよく調べますけれども、今の段階ではまだ高い方であることは間違いありませんので、できうればですね、まあまあ普通並というところまで下げられれば一番いいというのは、これは本当に理想であります。そういうことでひとつご理解をいただきたいと思います。

企業課長 未収金の件でございますけれども、大口だとか営業停止をしたのがあるかということでございます。大口の方については分納方式でやっておりますのでそういう停止はございませんし、営業の方についてもそういうのはないというふうに考えております。ただ私が96件執行したというのは、対象件数が340件ほど対象者があったのですが、その中の96件ということで対処したということで、特にその中で営業停止だとかそういうことは聞いておりません。

岡村雅夫君 長くなってすみませんが、塩沢との問題の料金の問題でという問題は、私はわかっています。ただ初期の目的であるその水源を求めたところからの理念でいきますと、飲みたければ地元の水を飲んでいいよ、ということは逆行するということを指摘させてもらったわけであります。これはやはり、維持管理費も正直かかるわけですし、またその施設が足らなければ大容量にしなければならぬとか、要するに需要が増えてくれば、要するにそこを使うということ、現存の水源を使うということになって、そこが人口が増えたりいろいろしたとしたならば、当然量を増やさなければならぬと、こういうことになるわけですから。やっぱりそこらはやはりきちっとしておくべきではないかなと思います。

そして参考までもう1点聞きますが、今1,200戸と言いましたが、藤原とかその要するに六日町の例は何戸なのかひとつ参考に聞いておきます。

それから、水道の料金の問題について1つ提案させてもらいますけれども。確かに2割から5割というそういった目標を示しているという話でありますので、この340件の対象者がいるという話を聞いた中で、私の推測ですけれども、これが2,400円の基本料がために、なかなか大変なのか。要するに起過のない方々がね、大変なのか。その辺で1つの考え方として、基本料金を下げてはどういうことになるのか、そういった試算をした経過があるかどうか。基本料金をでは5割下げましょと、そして立方単価は現況でいましょ、というように感じてそういった方々が救われるところがあるかないかひとつ、また提案してみたい

と思いますが。

市長 そのことはわかりましたが、大体今、藤原水系と法音寺は32～33戸あります。藤原水系、区のを拾い上げますと、大体400から450ぐらいですから、合わせて500前後、戸数としてですね。藤原水系の水を飲んでいる、あるいは法音寺水系。ただこれも緊急時には当然三国の水を使わなければならないという事態があるかもわからないということです。今年度完了するのかな、すべて送水管を配水地近くまでまわして。例えば水源が枯渇したとか、緊急時に消防であけて駄目になったとか、そういう部分についてはすぐ導入されるように、緊急的な対応をきちんとしておくということであります。ですから1,200戸というのは非常に大きい水量でありますので、ぜひともそういう方向で、広域水道といえますかこの水道の中に、専用水道でなくて市の水道の中に加わっていただくような説得、協議を重ねていきたい。そういうことであります。

企業課長 まず予算から見ていきますと、まず基本料金と超過料金の比率でございますが、基本料金は総額の約33パーセント、超過料金が67パーセントという数字になります。そうしてみますと、100円を下げるということになりますと、1万4,700円でございますので、単純にいくと1,800万円の減と。100円でなります。それが200円になるということになると3,600万円ということです。そういう形で基本料金については幅広く、10立方以内の方にも恩恵があるのですが、通常的一般の方であれば超過料金を下げた方が皆さん恩恵があるというふうに私ども考えて思っております。

未収については先程338件で340件ぐらい98件ということでございますが、対象者が33件で約400万円ということになりますと、1つ平均12～13万円でしょうか。そういう形になりますので、特に基本料金が、ということではないというふうに考えております。

中沢俊一君 水道については市長とは町長時代、私もずいぶん議論をしましたものから、もう言わないということではありましたけれども、今の答弁聞いていましてちょっと2、3点気になったものですから、質問をさせていただきます。

この財政計画ですが、いつ頃出るんでしょうか。企業団が持っている何億円のコンピューターと私のカシオの300円の計算機とやっぱり違うんでしょうか。私の計算機だとどうしても市長がいつているような数字にならないんですね。例をあげれば、さっきその企業債の借り換えで数千万円から億に至る利息の軽減があると。去年までは確か対象になった場合でこれは、5,700～5,800万円の利息が、6年間でそれだけの利息の軽減があるかもしれないということだと思います。そうすると年間1,000万円弱、970万円ぐらいになると思うんですけども、まずその点がちょっとさっきの答弁だと誤解を招くと私は思っていました。年間にすればやっぱり1,000万円弱のお金です。

それから合理化によってだいぶコストが下がるという話を聞きましたけれども、さっきの岡村議員の質疑の中にもありましたが、人件費の比率というのはコストの4パーセント台なんですよね、全部で。そうしてみると仮に民間委託をしようが人員削減しようが、それは努

力はしなければなりません。なりませんけども、そう大きなコスト減にはならないと思っています。

またもう1点どうしてもあれなのは、水が、使用量がやっぱり少ない年で2パーセント、多い年だと3パーセント減っています。六日町の例でいえば7万トンから12万トンぐらい減っていますよ。大きな企業が来るといったって、仮に高度医療病院が来たとしたってとてもそこまでの水の使用量が私はできないと思っています、私はこれは水を増やすということは本当に大変だと思っています。そういう中で財政計画を早く出せば、私どもも納得するんですけども。ただ期待だけもって水道料金大幅に下がるというのは、私はやっぱりどうもそう先延ばしにしておくべきではないと思っています、私どもの300円の計算機でもわかるような財政計画を出して欲しいと思っていますが、いかがでしょうか。

市長 財政計画は先程から課長が説明していますように、16年度の決算が出ればすぐ入ることですから、いつ頃になりますか。大体何月ぐらいになるんでしょうね。

(「合併までには、塩沢の合併にははっきりと」の声あり)

市長 そういことです。ですからそれはまあ早く出せ早く出せといわれても、そういう時期的なものがありますから、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

いわゆる利息減ですね、これは私も1年間に何千万円なんていうつもりで言っているのではないですよ。トータルとして5,000万円から。それは当たり前のことでしょう。1年間に5,000万円も1億円も利息が減るんだなんて聞いた人がいたとすれば、それは皆さんがそう聞いていたらではそうではないということを申し上げますが、5億円や7億円の借り入れの中の借り換えができたから1年間に5,000万円も1億円も減るなんて思う方が、ちょっと、安い計算機使っているのかどうか分かりませんが、ちょっとおかしいんじゃないですか。(「じゃあ、そういつてくださいよ」の声あり)当然のことでしょう、そんなことは。トータルとして、トータルとして5,000万円から1億円近いとそう申し上げているわけではないですか。

それからもう1つ、その企業誘致やでは基幹病院が来てどうだといいますが、今六日町病院が200床で、だいたい月5,000トン超です。ですから年間6万トンですね。基幹病院は300から400床といわれています。それが来れば、月例えば1万トンとしても12万トン増えるわけです。簡単なことではないですね。そういうものを企業としても病院としても、極力この地域の中に誘致をしたいと。それによって料金の値下げにもつながっていくということでもあります。

それから人件費は4パーセント4パーセントと言いますが、この4パーセントがやっぱり曲者なんです。いいですか、1人、1人そういうことで、塩沢に10人いた、大和に10人いた、六日町に10人いた、これで30人ですね、その体制の中で10人減ったとすればやっぱり1億円ですよ。8,000万円から1億円。この金が水道にかけなくていい金になるわけですから、それは大きいですよ。たかが4パーセントなんてそういう問題ではない、私はそういうことだと思っています。

それから、維持管理も含めて、今、いろいろ企業団の方ではやっていますけれども、単年度契約を今度は複数年に契約をして、料金を下げようとか、委託の料金ですね。そういう試みもまたやろうとそういうことですから、日々努力は重ねているということをひとつご理解をいただきたいと思っております。間違いなく中沢さんの持っている計算機だってできる計算ですから大丈夫です。

中沢俊一君 大幅に下がるものであれば本当に私だって市民の1人としてそうあって欲しいと思っています。しかしながら、ちゃんとした根拠を、私たちがわかるような根拠を、「あ、なるほどこうしたから2割、5割下がるのだな」というあたりを本当に私どもは見せて欲しいのです。答弁は散々やったことですからいいですけども、形として本当に見せてもらいたい。それだけお願いしておきますし、誰だって下がって悪いなんて思う人間は1人もいません。

市長 今現在ですね、中沢さん、今現在、いろいろの努力の中で基本料金を100円、それから超過料金を10円下げているんです。それはご理解いただいていると思います。ですから財政計画を立てる中でも、ではどうすればまた下がっていく、それはまた出しますよ。出しますが、急にそのお前さんが言っているように5年後にどうだこうだ、なんていうことが出るか出ないかそれはまだ私はわかりませんが、ありとあらゆる努力を重ねて料金を下げる方向でやっていきたいと、そういうことでありますのでひとつご理解いただきたいと思います。

議長 以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

討論がありますので、まず最初に原案に反対の発言を許します。

笠原幹夫君 私は水道事業会計予算に反対の立場で討論に参加をしたいと思います。

水道事業については前々からいろいろな議論があって、とりわけ広域水道企業団の管理する浄水施設について、過大な設計であったのではないかと、過大な計画であったのではないかと、こういうことを指摘もし、またそういういろいろな意見が出ていたところでもあります。したがってその矛盾がはっきりとあらわれたのが、いわゆる責任水量というところで、どう頑張っても計画に程遠い水の使用量しか上がってこない、というところが料金にも跳ね返って非常に高い水道料金ということがいわれてきたわけでありまして。現在でも県下でも、決して低い方ではありません。むしろ高い方にランク付けされている水道料金であります。

そういう中で市長も選挙の公約等でも水道料金の引き下げを掲げて戦うという状況が生まれ、そしてその努力をしてきたことも承知をしております。しかしやはり今年の予算を見ても、そういう意味では、構造的な問題から料金の問題が決まってしまうというような状況の中で、年々というか何年に1回と、値上げをするという財政計画が以前示されたわけですが、その値上げの財政計画の延長線上にやはり今回の予算もあるのではないかと、というふうに考

えるわけです。市長はこれから努力をして、ここで大きな機構が変わるわけですので、その際にあらゆる問題点をえぐり出して、料金の引き下げを図りたいということを表明しているわけですが、それはそれで努力をして当然もらわなければならないというふうに考えます。けれどもやはり根本的には、今の水道料金が本当に大変な生活をしていくものにとっては、大変な高い水道料金なんだというところにやはり視点を置いて、少なくとも、リストラとか、あるいは民間委託とかそういう面で節約のできる部分と、どうしてもそれではやりきれない部分、その辺をえぐり出して、そして場合によっては一般会計からの繰り入れも臨時的にはやるなどをして、やはりもう少し下げていくべきではないか。

と言いますのは、当然数字にもあらわれているとおり、未収金がたくさんあるわけです。どこの家庭の皆さんだって毎日飲む水道を止められていいなんていう人はいないと思います。まして、先程の議論の中で、不規則発言ではありますが「わがままなんだ」とか、そういう意見がありました。本当に毎日の生活に必要な水道、これをわがままで料金を納めない、そんな人がこの未収の大半だなんて考えるのは、やはり実際をよく見ていない、このように私は思います。そういう意味で、基本的にもう少しやはり、せめて県内の平均ぐらいにはまず下げると。そこから出発しないとなかなかこれは問題の解決にはならないのではないかと、このように考えています。そういう意味で私はもっともっとそこにやはり知恵を出して、引き下げを図るべきだという立場から、本予算に反対するものでございます。どうかよろしくお願いします。

議長 次に原案に賛成の方の発言を許します。

貝瀬厚一君 大変重要な問題でございますので、恥ずかしい身だとは思いますが再度またこの話について、とどめを刺すような話をひとつさせていただきたいと思います。賛成の立場でとどめを刺すような話をさせていただきたいと思います。

ただ今の、先輩議員のお話ですと、合併には反対だと、水道は各戸に小さくこじんまりとして3つ4つ舞台を作りながら下げなさいと。こういう論理を展開されているのに、討論にやっぱり立たないわけには私は議員の端くれとしていかないわけでありまして。ご覧のように装置産業は110億円の舞台装置、道具を使って1年間の売上が17億円だというような、きわめて材料や道具、人間を多く使っていますが、経済のボリュームは非常に小さいという装置産業は、電気でありホテルであり、これがこの水道業というものの、宿命であるということがまず反対議員の方はわかりになっておりません。

収入の15パーセント、これを借入金の、借金の利息にだけ頼っているというところに大きなやっぱり問題があるわけでありまして。17億円の15パーセントぐらいですね。計算機持っていませんからわかりませんが、ですけれども私たちが一番今心配しなくてはならないのは、この共産党の議員の諸氏の先輩に口をちょっと挟むようで済みませんが、ちょっと聞いていただきたいのです。郵政民営化の方向次第では、今後このようにして、オールジャパンに200兆円あるといわれる地方財政の赤字を、継続的に連年連年連年、供給することがまず不可能な時代はそこまで来ているということ、指摘しておかなければな

りません。どうしてかと。今この郵政民営化の方向次第では、財政投融资資金でほとんどこういうものをやっているわけです、病院もそうです、上水道もそうです、下水道もそうです、特殊企業もみんなそうですよ。

しかし、これが今、小泉総理が必死になって命がけでやっている郵政民営化の結果次第におきましては、財政投融资資金というのを、今までのように大蔵省が自由に勝手にこれを使って今、180兆円200兆円といっていますよ。許さない、というふうに命がけでこの政府がもう力んでいるんですよ。これがこの結果次第においては、民営化にもしなったら、ではこの大変な国民のお金を預かっている、250兆円の貯金ですよ、120兆円の保険ですよ。360兆円ぐらいの中のほとんど200兆円はこの政府が使い、あとは国債を買えと。この2つなんですからね。この国債だってもう消化できないところまでここまで来ているというのがちっともわからない。払わない方が悪いなんていうような議論は政治家のお話ではやっぱりないと思うんです。この現実の中で、この現実の日本で、この現実の地方財政の中で生きているんだというこの170億円の予算を組んで、わずか真水は50億円、49億円しかない。この苦しい中が、ずーっと続くのが当たり前だと思っているところに私は政治家の資質をやっぱり考えていただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。

この水道の、確かに新潟県においても調査した結果、ベスト5には必ずこの大和町の、お金が入っているということでこれは何とかしなくてはならないというふうに思っているわけですが。こういったような借入金の利息ですね、3億円以上、3億円ちょっと出しても利息にみんな、2億円以上終わってしまうと。そのうちに繰入金と利息が同じになりますよ。利息が上がりますから。国債が暴落します。国債が暴落して金利が上がるというふう、テクニクがわからないんですから。

長くなりますのでこの辺でやめますが、このこういうふうな構造的なお話がわかってくれば、水道事業でも何の会計でもそうですが、あまりマイナーな話が出てこない。本質的な話で政治のいろはが進まるかというふう思うので、この予算に賛成で締めくくりといたします。ご賛同をお願いいたします。

議 長 次に原案に反対の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 次に原案に賛成の発言はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 以上で討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、討論を終わります。

議 長 採決いたします。第39号議案 平成17年度南魚沼市水道事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

賛成多数であります。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 休憩をします。11時15分に再開します。

(午前11時00分)

議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午前11時15分)

議 長 日程第2、第40号議案 平成17年度南魚沼市病院事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

大和病院事務長 (説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

種村俊夫君 これは市長に聞いた方がよろしいのでしょうか。職員構成なんですけど、水道会計もそうだったんですがこの病院会計でもですね、例えば行政職一般でありますと、21人の行政職一般の方がいるんですが、課長補佐級がなんと12人いまして、係長が1人でその他の職員がたった8人という状況なんです。水道の方でもそうだったんですが、行政職一般で10人で課長補佐級が5人もいて係長が2人で一般職が3人と。あと医療職(3)でいきますと、看護師さんなんかでは、124人の内、係長級以上が64人もいて半数以上がそういう、ということは2人で1人の係りをもって1人は係長で1人が一般だというような状況なんです。これがやはり、なんていうんですか、公立病院と私立病院のその給与体系の違いだと私は思うんですよ。それがやはりある程度圧迫している面が、非常にこれが悪い面だと思うんです。

こういうことを単なる公務員制度とかなんかということにとらえておくのか、独立会計のための予算書でありますので、この辺を何とか。例えば係長であれば係長の下には5人部下がいて、その係りが2つあって課長がいるとかですね、そういうのが一般的な企業体制の形だと思うのですが。これは、あまりにもそういう不均衡な形であると私は思うんです。この辺の是正をどのように考えているか、ちょっとその辺をお伺いしたいのですが。

市 長 今、病院会計だけでなく、なかなか一般の方もちょうどこの昭和44年前後に採用された皆さん方が、一番頭が膨らんでいるということでもあります。その皆さん方が大体課長もしくは補佐、あるいは係長という形になっていらっしゃるんですけど、一番数が多いところなんです。ですので、それらが、今、議員おっしゃるように、いびつであることは間違いないんです。ただ、なかなか性急にその是正ができないということもありまして、特にこの病院事業につきましては、前々申し上げておりますけれども、基幹病院の関係等もにらんだ中で、大和・城内両病院共にきちんとした今後の対応をどうするかという部分が出てくるわけです。斎藤院長先生等とも相談を申し上げながら、病院の将来のあるべき姿をきちんと出さなければ、なかなかその数だけ動かしても。

例えば城内病院と大和病院の皆さんを、人事でお互いに交流させてもほとんど同じなんです。とく城内病院の方はちょっと年齢があがっているという部分もありまして。ですのでその人事交流がそういう面では役にはなかなか立たない。ですので根本的なその病院の形態

等をきちんと策定をする中で、この是正に努めていかなければならないと思っております。ただ、言うほど簡単ではないなという気がしてまして、ですがまたいろいろご指導をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

中俣 誠君 何点がちょっとお聞かせをいただきたいと思います。大和病院は初めてですのでちょっと的外れのことをいうかもしれませんが、教えていただきたいと思います。

まず最初に、これから予定されている49号議案、この件については議案の中でやりたいと思いますけれども、この49号議案に関する予算というのは見ているのか。まだ議案がとおっていませんので、この中には全然見ていないというのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、これだけ大変な会計で、前もちょっと委員会で言いましたけれども、企業会計ですので、出を少なくして入りを多くするというのが第1原則だと思います。収入増を図ることになると、医者に余計な診察をしろということはいえないわけですね。必要な診察をして必要な経費をいただくと、こういうことになるかと思うんですが。例えば病院で手術をした時に、どういう材料をどこまで使ったかというのは手術室へ入っていない事務職員はわからないわけです。その辺をどのようにコミュニケーションをとって研修を研修費というのをもってあるわけですが、研修を重ねて、取り損ない、実際にはやった仕事を取り損ないというのをなくする努力というのはどのように研修しながらコミュニケーションを図っていくか。そこを1点。

それから、薬品の管理ですけれども、医者があちこちから応援なんかにくると、おそらく薬品をこれも欲しいあれも欲しい今度は私がこれを使う、というようなことがややもすると発生するわけですが、薬品管理はどのように、仕入れと在庫管理、それからどこの部署にどれだけ出してどういうふうに減っていったかというのは、きちんとやっているのかどうか。その辺を教えていただきたいと思います。

大和病院事務長 まず1番目の49号議案との関係でございますが、先程申し上げましたように予算につきましては、大和病院217人でみております。実数は現在208人でございます。217名で予算計上してありますが、現在210名前後ということで推移しております。医師の充足が不十分だということで、年度途中から医師の勤務が可能になった時にも対応できるようにということで、前年並みの人数で予算計上させていただいております。それらの中で申し上げますと、結論的には49号議案で若干の経費増ということになるわけですが、その分について予算ではみておりません。この予算の中で調整させていただくという基本的な考え方でございます。

それから収入増をはかり支出を抑えというのは、企業会計も含めたいわゆる経常の大原則ということは十分承知しているつもりでございます。その中でかなりきめ細かい部分まで、特に経費の支出等については抑えておりますが、なかなかもう施設の老朽化等に伴う部分も出てきているというのが現状でございます。

その中で材料関係でございますが、まず材料につきましては、もちろん医療材料だけでは

なくて、その他のものも含めて、材料の購入検討委員会というのを作っておりまして、会計処理的には受け入れ払い出しについてはバーコード方式でやっております。在庫を抱えないということも含めて、庶務課の業務係で一元管理をしております。したがって病棟の材料、もちろん手術室も含めた材料等につきましては、物品の数量把握で例えば前年と比べてこのくらい、どうなったこうなったというのは一応把握してございます。そういうシステムになっているということでございます。

それから取り損ないということでございますが、これは当然診療報酬上付くものを請求をしなかったとか、どうこうということでございます。これにつきましては常に医事課の方でレセプトの請求の中で、医師とのやり取りを行いながら、「これは取れるんだけれども先生、どうだったか」という、手術の場合「どういう手術なされた場合これはどうでしたか」というようなことは個別に聞きながら進めておるといのが実際でございます。

それから薬品管理ですけれども、おっしゃいますように非常勤の、失礼、よそから派遣等で医師が頻繁に変わりますと、使っている薬が当病院と今までいたところと違うというようなことも多々あります。それから薬品につきましては日々新しいものも出ますので、場合によってはそういうものを使ってみたいとか、そういったこともあるわけです。基本的には月1回、医局会議というのがございまして、医師全体と私どもでの対比の中で、薬品の管理委員会ということも兼ねております。薬剤課長の方で、医師が例えば「こういう新しい薬を買いたい」といった場合は、例えば「A先生がこういう新しい薬を買いたいといっている」と、薬の名前、それから単価、薬価費、薬価差等々も含めたものをメモしまして、医局会議全体の中に流して、医師全体の中で検討して、ではそれは新たに取り入れるかどうかというようなことを検討するわけです。基本的には新たなものを採用する場合、使わないものから削っていかうということで、全体的に家具や畳が増えるようなことは避けたいということでの原則でやっております。

議長 35番の質問の途中ですが、休憩をします。1時に再開します。

(午前12時00分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後1時00分)

議長 なお、午後から山田環境課長、阿部学校育課長が葬儀のため欠席、ならびに家事都合のため欠席の届けが出ておりますので、代理佐藤課長補佐、ならびに戸田係長代理が出席をしております。

議案第40号に対する35番議員の質疑から。

中俣 誠君 49号議案の関連は、49号のなかでさせてもらいますので、今は確認ということだけさせていただきます。

後段の方ですけれども、それではじゃあ薬品管理はきちんと徹底されているんで、有効期限切れで廃棄とかそういうのは一切ないと、不良在庫もないというふうに理解をしてよろしいかどうか。それから、保険請求の問題ですけれども、定期的に月何回とか月1回とかいう

ことで、医師と看護師とそれから事務職と薬剤師まで入れるのかどうか、その辺きちんと研修会というか、勉強会をしているというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

大和病院事務長 薬品管理につきましては、基本的に今、新規購入につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。それから在庫管理につきましては、できるだけ在庫を持たない。それから期限切れのないようにということで、在庫をできるだけ抑えて、薬剤課を中心にやっておりますので。全くゼロということ、厳密な意味でのゼロということではないと思いますが、最小限で対応していただいている実態でございます。

それからレセプト関係ですけれども、定期的ということよりも、随時ということで、随時、先生、それから薬剤課、看護師の方で連絡を取り合っているということでございます。それから請求漏れということについては、レセプトの点検の都度ということで一応やっています。先ほどちょっと医事課長とも話したんですが、むしろちょっとレセプトのつかない部分の請求等があって、社会保険庁から返戻等の事例も出ておりますので、その点は医者の方もかなり気を遣って頑張っていただいているというのが今のところの実態であります。

中俣 誠君 予算ですのであまり突っ込んであれですけれども、市長は覚えているかと思うんですけども。私が議員になってちょっとした頃、城内病院のこの件で何回かこれをやったことがあるかと思うんですが。やっぱりある程度勉強しながら事例、事例を取り上げながら研究するというのが研修であって、その都度、これはとり忘れてないかなんていうのは何千人も来る、1ヶ月に何千人も来る なんて言っている加減なこと言ってもあれですが 1日平均600人も外来が来るわけですが、その都度事例、事例なんていうのは、よっぽどの長けている人じゃないと、私はできないと思うんですよ。だからある程度事例を、こういう手術とか、こういう治療をしたときにはどうだという勉強が必要なんじゃないかというふうに私は思うわけです。そういうのは、勉強会というのはいらないで、ということですか。定期的にそういうのはやっているという、さっきは定期的にはやらないで、「事例で」という言い方をしましたけれども、私はそういうふうに行っていくべきだと考えているわけですが、もう一度お願いします。

大和病院事務長 大変失礼しました。請求事務に関して、月1回、10日を原則として勉強会、レセプト関係の医事課を中心とした研究会、勉強会をしております。ちょっと私の認識が、事実と申し上げたのを訂正させていただきます。毎月1回しております。基本的には。

笠原幹夫君 1点だけお聞かせ願いたいと思います。年間の予定量が最初に定められているわけですけども、この予定量のなかには医師の増減による業務の量と申しますか、そういう今想定されるのは全部織り込まれているというふうに見ていいのか。例えば大和病院の方では、今度整形に2名医師が来る。それから内科が今度2名になって、和漢も入れて3名ですか。それとそのほかに非常勤で3名ですか。というものがあそこへ貼り出されているわけですが、こういうのを想定済みでこの予定量がはじかれているのかどうか。

それからもう1点は、私ども初めてですので、例えば、内科で何人というふうなあれを持

っているのか、外科で何人というふうに医師の数を決めてあると思うんです。それが全部充足されているのかがわかりませんので、そういう場合のいわゆる予算の計上ですか。例えば城内病院を例にとりますと、今まで3人の医師ということできたけれども、事実上は1人だったり2人だったりしたわけです。しかし当初予算では3人の医師を想定した予定量をはじめ出して、そして最後に調整が何かで減らすと、事実上に合わせて減らすというやり方を確か採っていたと思うんですが、大和病院のこの数字についてはどういうふうになっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

大和病院事務長 お答えいたします。業務の予定量の入院外来の患者等につきましては、医師の変動を加味して算定しているということでございます。

それから診療科目、専門科ごとの医師の定数といいますか、予定数というのはございません。現実には大和病院のボリューム、あるいは患者形態からいって、およそ内科から5人とか6人とかということやってきているわけですが、そこが今回の状況極端に問題が生じたというかたちでございます。内科は以前申し上げました基本的な診療科でございますので、やはり内科で5～6名、あるいは6～7名というのが望ましいわけですが、そこが17年についてはかなり厳しい状況だということでございます。それから整形につきましては、今までの大和病院の経過から申し合わせて、2名。常勤がいて、あと非常勤がある程度見込めれば、かなりいいかたちになるのではないかと、大体のかたちということでございます。

それから予算のかたちでございますけれども、やはり企業会計ということでございますので、基本的には今まで城内病院でご議論いただいたようなかたちで、これによって年間の業務を見積もったなかで実績に応じて途中で追加減額というような補正ということやらせていただく、というかたちでございます。（「定数に対して実数。」の声あり）

医師の定数というのはございません。常々申し上げております大和病院の病床、それから患者等の過去の状況から申し上げますと、20名ないし21名、歯科も含んでということあります。したがって、その内歯科を除くと17名ないし18名、いわゆる医科が必要かと思っております。そのなかで整形とか外科の関係がありますので、麻酔科医はどうしても必要になります。それから眼科も専門外来でかなり今ニーズがございますので必要です。それから絶対的に必要なのが小児科等々でございますが、これが小児科は例えば1名でなければならぬとか2名でなければならぬと、定数は定めておりません。

笠原幹夫君 そうすると各診療科ごとの定数というのはないんだということですね。しかし私どもは普通考えると、例えば小児科では何人くらいの医師を確保したいというのが、やっぱり定数として決まらなくても、病院の、実際ではそういうのはある程度押さえてあると思うんです。それで今のその4月1日から予定されている、例えば例として内科の場合は、もっとできれば増やしたいというふうに考えているのか、あるいは増やすとすれば何人くらい欲しいんだということなのか、あるいは今でいいのか。内科だけを例にとってお聞かせ願いたいと思います。

大和病院事務長　お答え申し上げます。その前に過去の経過を若干申し上げますと、平成10年度、11年度あたりは内科で7名という態勢でございました。それから12、13年度で5名ないし6名という状況でございました。17年は和漢を除いて内科自体が2名ということでございますので、やはり最低2名、できれば3名、内科の態勢を充実したいというのが病院としての強い、気持ちでございます。

笠原幹夫君　そうすると、あそこへ書いてあるとおり、今度はこういう態勢になりますので、あれですか。検査やその他で今までより待ち時間が長くなるかと思えますと、ご了承下さいという貼り紙が出てるんです。あれを読めば、ああ、まだまだ医者が足りないんだなというふうに受けとめるわけですが。それではあれは、もう1人なんとか補充できれば待つ時間というのは、ある程度少なくて済むというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

大和病院事務長　具体的に少し申し上げますと、今まで内科4名、内科的業務ということで和漢、6名態勢でやっておりました。ところが内科医師が2名足らなくなったということで、17年は和漢も含めて4名態勢でいわゆる内科系をカバーしなければならないということであります。内科の業務と申しますのは、この前も申し上げましたけども、院内業務に限って申し上げても、入院、それから外来、それから健友館の健診、それから院内で行います予防接種等々かなりございます。一番今、ご質問のところに出てまいりますのが外来の部分で、4名でやるのと2名でやるのではかなり。1診、2診、3診、4診と申しますけども、午前中一般的外来がありますが、4人態勢でやれるのと2人態勢というのは、自ずから外来の患者数の1人あたり同じ診察時間したとしても、かなり制約を受けざるを得ないということでお待ちいただくことがある。従来は午後も外来を初診も含めてやっておりましたけれども、午後につきましては、予約の方で繰り返して来ていただければならない方がいらっしゃいますので、そういう方を中心に午後にまわさせていただくと。そういうことも含めて態勢を組まざるを得ないという現状であります。

したがって、1人充足すればお待たせすることがなくなるのかという意味においては、まだまだ不十分でございますので、やはり2人とか3人と、従来の態勢移行の補強がなければ少し患者の皆様方にはご迷惑がかかる部分があるのかなという感じがいたします。

南雲淳一郎君　城内病院のことにつきましてちょっと事務長にお伺いいたします。ご案内のように小澤先生が5月にご勇退というふうに聞いておりますが、この対応はいかに。

それから駐車場であります。今年、豪雪ということで大変狭いということで地区の皆さんからのご不満がございます。夏場でも私は今のような状況ですとやっぱり少ないと思っている。根本的な見直しが必要だと思っている。具体的には入って左側の低いブロックは、必要ないと思っている。その辺の見直しはどのようなか。あるいは現況で全体の駐車台数のなかで、職員の台数がどのくらいあるのか。その辺。

それから現状、3名の常勤医師で診察やってるわけでございますけれども、六病から応援が来て、ローテーションを組んでいる。これが果たしてどの程度の、総診療時間のなかでどのくらいの地位を占める割合なのか等々お話し下さい。

城内病院事務長 お答え申し上げます。小澤先生につきましては、現在のところ5月いっぱい退職をされるということで、承知をしております。現在小澤先生の後任については院長先生が主体になりまして、誠意、後任を探しておるところであります。また現時点で後任がはっきり定まっている状態ではございません。

それから駐車場の問題ですけれども、特に今年の冬場は豪雪もあったということで大変お客様にご迷惑をおかけをいたしました。私ども職員が多ございますし、勤務の体系上どうしても乗り合いで来るということが難しいということから、1人1台にならざるを得ないという現状がありまして、職員につきましては、できるだけ端の方からお客様を優先するようなかたちで駐車するようということで努力をしてみましたが、絶対的な面積が確かに議員ご指摘のように狭いというのが現状であります。そこで今後の問題といたしまして、駐車場を広げられるのかどうなのかというのを検討してみたいと思いますけれども、ただ、今お話がありましたように低い垣根と言いますか、植え込みの部分で仕切られている部分があるところがありますので、そういったところをまた見ながら拡大に、経費がかからないで拡張ができる方向。それから職員につきましては、これから夏場、また雪が消えますと病院の周辺部でお客様に影響ないところに駐車をできる場所を探しまして、そういった努力をしてみたいというふうに思っております。

それから六病の先生方でございますが、今、月に2回、火曜日の日に応援をいただいております。時間につきましては、診療時間では2時から4時ということで2時間ずつ応援をいただいております。以上でございます。

南雲淳一郎君 市長にお伺いいたします。小澤先生の後任、ぜひ空白期のないように、ひとつ確保にご努力下さい。そのご決意をひとつ。

市長 先ほど事務長が申しあげましたように、小山先生から具体的な人選をしていただけますか、？ がりでしていただいております。とりあえず臨時的な部分は一応確保できるかと。臨時的な部分ですね。常勤的には今まだ交渉中ですので、当然空白期間のないように一生懸命努めますのでまたよろしくお伺いいたします。

岡村虎一君 事務長に1点お聞きします。医療外収益のなかで食堂と売店があるんですが、これは家賃で348万円収入になってるんですが、以前は売店についても食堂についても産科があったり、それから整形のあった頃は大変患者も来たし、お産等々もあって、あそこの売店等も売れたわけですが、今はさほど売れていないと思うんですが、そういうなかでこの家賃の比率、どのくらい家賃とっているのかをお聞きしたいんですが、ひとつよろしくお伺いします。

大和病院事務長 おっしゃるとおりでございます。過去1日750人くらい外来のあった時点と現在ではかなり外来の状況も違います。それから入院につきましても、病床数は199で同じですけれども、体質を変えるということで、療養病棟約40床弱取り入れたものですから、そういった意味で入院の中身も変わってきております。そういう意味で直接的に外来でいらっしゃる方、それから入院の方で利用される方、それから見舞いその他でいら

っしゃる方も含めて、売店の利用等についてはかなり現実に様変わりしております。売店につきましては、過去何年か毎月の、毎年の売店の決算をご覧いただきまして、実態としては赤字が出ている状況でございますので、毎年話し合いをしながら家賃を決めているというのが実態であります。ちなみに17年の予定は、240万円、売店でございます。それから食堂につきましては、ちょっと備品等のやり取りの関係もありますので、108万円ですか、ということでございます。

岡村虎一君 非常にこの売り上げから見るとおそらく家賃が高いと思うんです。その経営者側にすれば、家賃をたくさんもらったほど病院のためになるわけですが、やっている方がやはり非常に苦慮していると思うんです。そういうところを事務長として一切合財の経営を任されたなかでもって、見直す、ある程度緩和をしてやられる、というその実態を見ながらそういうことはできるのかできないのか、1点を聞きます。

大和病院事務長 個別に見ますと、売店につきましては、今ほど申し上げたとおりの経営内容でございます。したがってちょっと以前の話になりますけれども、私はあそこにテナント という表現が正しいのかどうかわかりませんが お入りいただくとき、地域の皆さんも含めて見積もりをいただいたという、かなり高額の入札をいただいて家賃を決めたという経過がございます。ただしそれに固執するわけではなくて、今までの経営状況も含めて毎年相談をしながらというかたちをとっております。今後も状況の推移を見ながらと思っております。当然患者数が増えて収益が上がるようであればまたその点も加味しながら、という考え方をしております。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。合併をする前に私は城内病院の運営協議委員に入ったわけですが、その席で今の小山委員長は、城内病院もやはり積極的に病院経営をしていきたいんだと。今までみたいに守りだけの病院でなくて、やはり地域医療をきちっと担う病院としてやっていきたいと、基本的に何をやるかというなかで、老健施設を作りたいんだというような話をされたわけなんです。これは病院だけでなく、南魚沼の福祉計画とかそれらいろいろ絡んでくると思いますけども、院長先生が言うには、やはりこういう赤字が出ているだけだという病院のイメージを払拭して、その部分にも積極的に関与していきたいという話があったわけです。今現在の進み具合というか、それをお聞きをいたします。

城内病院事務長 ただ今のご質問でございますが、基本的な考え方においては現在も変わりはありません。具体的な方向といたしましては、昨年9月から取り組みを始めておりますパワーリハビリ、そういったものから今その順次、待っている病院ということから少し方向を変えまして、予防介護の方に力を入れていけないかと。それが最終的には医療費の節減にも? がってくるし、病院の安定した経営にも? がってくるということで、そちらの方に現在力を注いでおります。当初、週2回ずつの4グループで始めたんですけども、最近希望者が増えてきておまして、1グループ増やしまして、現在は週50人という状況のなかでパワーリハビリをしております。そういったことからひとつずつ取り組んでいって、そ

ういう地域の方に求められる、地域医療を担うような病院にしてきたいということでの方向に取り組んでおります。以上です。

笠原喜一郎君　今の説明ですとね、方向はわかったんですけども、ただ私が聞いたその老健施設。そのことについて具体的に収益的な部分も含めて、あるいはよそとの関わりもあるわけですから、そういう検討をされているかということ。

城内病院事務長　老健につきましては、院長念願の部分もございまして、まだ具体的な検討には入ってはございません、というのが現状であります。私も院長からそのように伺っておりますので、これから逐次検討に入っていきたいというふうには考えております。以上です。

岩野　松君　私が聞きそびれたのか、大和病院の顧問についてはどうなっているのかということでお尋ねします。元町長の秋山さんが顧問ということに12月からなったというふうに聞いておりますけれども、任期的なものはあるのか。それから今現在どういうそれに対しての効果は　　という言い方は悪いですけど　　あったのか。それと報酬的なものはいらぬとか何かというのを、この議場の中ではあったような気がしますけれど、どうなっているのかちょっとお聞かせ下さい。

市　　長　　秋山顧問につきましては、以前ここでちょっとお話申し上げましたが、任期とかは特別設けてございません。今の大和病院の医師を取り巻く現状が、ある程度落ち着くと言いますか、改善をされて落ち着くという状況までは、私も当然必要だと思っております。今まで何回どうしたなんていうことは後で事務長がお答えしますが、非常にそういうことのなかから聖マリアンナから整形外科が2名おいでいただいたとか、齋藤現院長も本来この3月で院長を辞めるということでありましたけれども、継続をしていただくとか、大変な効果が出ております。そういう意味で本当にお世話になっております。ただその報酬につきましては、1日出ていただければ、それは日当、あるいは旅費、これら当然差し上げなきゃならぬわけですけども、月額報酬幾らというような決め方しておりませんし、ご本人もそういうことは望まなかったということでもありますので、当分の間、秋山さんのご好意に甘えて出たとき勝負と、こういうことにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

岩野　松君　では当分の間で任期は特別なということなんですけれども、どこら辺を目途にというか、言い方はちょっと目標があれなんですけれども。例えば先ほどからの大和病院の医師の充足率なども、きっちりと何人というものがないみたいなんですけれども、ではどれくらいの来てもらえる医師がみえたらとか、そういう目標みたいなものもあるのでしょうか、ないのでしょうか。

市　　長　　先ほどちょっと触れましたが、齋藤院長先生がこう継続的にあと何年もずっと院長をやっていただけという状態ではないわけでありまして。ですので齋藤院長の後任がある低度決まったり、そして今は内科医2名、小児科医、あるいは産婦人科医も不足をしているわけでありましてからそれぞれ欲しいわけでありまして。それらも例えば新しい院長先生

が決まる時点で解決すれば、それはまたそれなりでしょうけれども、到底どうもそういうふうには思えない部分もあります。この医者が何人来たからというような具体的な数字は申し上げられませんけれども、もう少し大和病院の医師の態勢がきちんと確立するまでという、私は思っております。具体的な数字はちょっと申し上げられるということではございません。

岡村雅夫君 1点伺います。28ページ、自家発電の燃料代がここへ出ていまして、もう1点、翌ページですか、自家発電装置の点検委託料ということです。この点について燃料の高騰等の問題でメーカーの問題がどの程度の状況になっているか。

それから自家発電装置点検委託料というのはリースでこういうことが起きるのかどうか。また他の自家発電装置なのか。その辺ひとつお聞きします。

大和病院事務長 燃料代につきましては、当然原油高ということで昨年後半に向けてかなり上がってきております。この単価については現在のところ改定された単価で支払っております。

それからリースの9年間のリースとそれから保守点検というのが別でありまして、これは再三ご説明させていただいたわけでありましたが、他の医療機器についてもリースを、それから通常の保守点検というのがまた別枠でございますので、考え方としてはそういうかたちで行っているというところでございます。

関 進君 ひとつ直接予算とはあまり関係ないんですが、今盛んに医療事故が報道されております。私も何年か前に点滴を受けたときに番号と名前が一致してないんで、看護師さんに言ったら、素っ気ない返事でもって終わったんですが。今やっぱり病院の命取りにもなり兼ねないようなことですので、うっかりミスみたいなのがもしあったときに、自分ひとりのミスに片付けしないで、公表するといったらいいか、職員同士でやっぱりお互い気をつけて。そういうミスが何十回、何百回と重なったなかで大きな事故になり、また大変なことになるのではないかと思います。その辺の指導とか、中でもってそういうのがありましたらあれだし、そういうことをしっかりやって事故のないようにしてもらいたのですが。

大和病院事務長 医療事故に関しては、おっしゃるとおり大変な問題でございます。今現在、診療報酬上も院内の事故防止対策が行われていて、なおかつ活動がきちんとしていないと、診療報酬点数減額ということになっております。そういう面からももちろんあってはなりませんので、院内に医療事故防止対策委員会という組織を設けまして、定期的に事例検証、報告等をやっております。具体的には担当が庶務課長ですので、細かいことについては庶務課長から少しご説明させます。

大和病院庶務課長 それでは私の方からは医療事故防止対策委員会についてお答えをさせていただきます。メンバーが医師から看護師等々含めて11人で構成しておりまして、毎月1回開催をしております。医療事故もそうですが、今、議員ご指摘のように、うっかりした「ヒヤリ・ハット」というものもございまして、そういったものを各セクションからあった時点で早急に出していただくような対応をとっております。それを見まして、検討委員会のなかで検討しまして、それに対してどういう点がまずかったのか、あるいはどういう点を

改善すればいいのかというコメントを付けまして、またそのセクションに返します。そこでまたセクションのなかで議論をしていただきまして再発を防ぐという方向でやっております。またもうひとつは大きな事例につきましては、ヒヤリ・ハットニュース等々を出しまして、院内全体に啓発を努めております。以上です。

城内病院事務長　ただ今、大和病院の事例が大和の庶務課長の方からご報告がありましたけども、当病院におきましても事故防止対策委員会を設置しております、メンバーは8人になりますが、月1回やはり同じようなことをやっております。都度事例につきましては協議をしておりますし、今ほどお話ありました「ヒヤリ・ハット」、ひやっとして、はっとするということだそうですが、そういったことにつきましても、ヒヤリ・ハット報告書となるものを作成いたしまして都度そういったことで報告をしたり事例研究にあてております。以上です。

関　進君　万全な態勢は敷いていると承知しているんですが、とにかく人間というのは自分の失敗というのはあまり公表したくない。そしてそれは大事故に、かなりの失敗のときにはそれは友達か何かに相談するかもわかりません。ですが簡単な例えば、名前と番号を間違えたけど薬は間違っていなかったという場合には、ほとんど自分のなかに収めると思うんですよね。それをやっぱり末端の方でそういうものを皆吐き出して、やっぱり皆さんで検討してもらいたい。これくらいのもんはと思って、人間のやることですからミスなんて絶対ないなんてのはあり得ないんですけれど、それをいかに上部の方に出し、皆さんで検討してもらうか。その辺をしっかりと一つやっていただきたいのです。

大和病院庶務課長　議員ご指摘のとおりでございます、いかに報告書をあげるかということに一番力を注いでいるわけでございます。ひとつは恥ずかしいとか、あるいは失敗をしたということじゃなくて、基本的に医療ミスあるいはそういううっかりミスというのは組織だとかシステムから来るものだということ。個人の責任を攻めるということではなくて、組織やその形態がおかしいために起こることなんだということで、とにかく事例をいっぱい出すようにということから始めておりますので、ご安心をいただきたいと思います。

議　長　以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　長　討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議　長　採決をいたします。第40号議案、平成17年度　南魚沼市病院事業会計予算は原案のとおり決定をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第40号議案は原案のとおり可決されました。

議　長　日程第3、平成17年請願第1号　国家公務員の「地域別給与」への改悪

を行わず地方財政の確立と充実を求める請願。日程第4、平成17年請願第2号 被災者生活再建支援法の改善等に関する意見書提出を求める請願。以上2件を一括議題といたします。総務文教委員長、牛木茂雄の審査報告を求めます。

牛木総務文教委員長 請願審査報告を行います。総務文教委員会では平成17年3月2日に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので報告を行います。審査の結果ですが、平成17年、請願第1号 国家公務員の「地域別給与」への改悪を行わず地方財政の確立と充実を求める請願については不採択とすべきものと決定いたしました。続きまして請願第2号 被災者生活再建支援法の改善等に関する意見書提出を求める請願でございますが、不採択とすべきものと決定をいたしました。以上でございます。

議長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑を終わります。

議長 請願第1号に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成17年請願第1号 国家公務員の「地域別給与」への改悪を行わず地方財政の確立と充実を求める請願、本件についての委員長報告は不採択であります。本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

原案に賛成の方です。起立少数です。よって平成17年請願第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

議長 請願第2号に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成17年請願第2号 被災者生活再建支援法の改善等に関する意見書提出を求める請願、本件についての委員長報告は不採択であります。本請願は原案についてお諮りいたします。原案についてお諮りします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数です。よって平成17年請願第2号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

議長 日程第5、平成17年請願第3号 「サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める」請願を議題といたします。社会厚生委員長、種村俊

夫君の審査報告を求めます。

種村社会厚生委員長 請願審査報告書。本委員会は17年3月2日に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。審査の結果、不採択とすべきもの、平成17年請願第3号「サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める」請願。以上でございます。

議長 ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成17年請願第3号「サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める」請願。本案については委員長の報告は不採択であります。本請願は原案、原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって平成17年請願第3号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、平成17年請願第4号 全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める請願を議題といたします。産業建設委員長、若井達男君の審査報告を求めます。

若井産業建設委員長 審査報告をいたします。本委員会は平成17年3月2日に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので報告いたします。審査の結果、採択とすべきもの、平成17年請願第4号 全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める請願でございます。以上です。

議長 ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「あり」「なし」の声あり)

議長 討論がありますので、原案に反対の方の発言を許します。

木村代志夫君 この類の意見書、いわゆる単純にいいか悪いかと聞けば、嫌だとか悪いというに決まっているような内容の意見書。これに反対するのはなかなか難しいところがありますけども、真実を語ったなかで皆さんからご理解いただきたいと思っていますわけでありまして。まず先般も新聞、あるいはテレビ等出ておりましたけども、国民の世論調査によると8割近い方が輸入には反対だということを言っているわけです。これは皆さん思い出深い消費税を考えてもらえばわかるように、国民税を上げる取ると言い、皆さんにいいか悪いかと

聞けば、皆嫌だとか悪いとほとんど言うわけです。その結果消費税の場合は、ときの政権は大変なダメージを受けたという事実があるわけです。これだって、じゃあ輸入に反対している8割がたの人が、スーパーに並んでいるアメリカ産の牛肉を本当に皆は買わないのかどうか。私はそうじゃないと思うんです。それでそういう類の問題が含んでいるということをまずご指摘をしておきます。

それから、今年平成17年の1月現在のいわゆる人間に罹患をした、人間に発症したという例を見ますと、皆さん大変このBSEということでもって騒いでいるんです。まず英国で153名が今年の1月までに発生しているそうであります。その他フランス9名、アイルランド2名、イタリア、米国及びカナダでは各1名なんです。しかもアメリカのその1名というのはイギリス人なんです。在米イギリス人。どんなかたちで本国とおつきあいがあったのか、それは私の知るところではないんですけれども。こういった事実を見れば、アメリカがまさにどうして買わないんだということと言う、経済制裁やるぞと言ってくるアメリカ側の言い分というものも、これはある程度理解をしなければならぬというふうに私は思っているわけでありませう。

そういうなかでなおかつ今日この人間への感染というのは、ごくまだ本当未解明の部分が多すぎるくらい多いんです。牛だけではない、羊にも似たようなものがある。他の動物にもあるというようなことで、いろいろ確立されてない段階であります。そういうなかで一説によれば20ヶ月、あるいは10ヶ月検査に・・・例えばそのヤコブ病の原因たる、牛の部位を食べてかかったとしても、牛自身ですよ、牛がかかったとしても検査に現れるのは何ヶ月後に現れるかというのはまだ明確になってないんです。仮に検査に現れるのが10ヶ月後に現れるということにした場合には、たった今やっている日本の国もそうです。検査をやってもその検査の結果の保証というのはいわゆる10ヶ月遡った時点までのその牛は安全だったということではなないんですね。

そうやってみてどんどん追求していくと、どこまで安全を追及していくのか。現実に起こっている人間へのその感染というか、罹患というかがこういう内容からして、アメリカのなかで1人症例があるだけというようなものを、断固全頭検査をやらなければ輸入しないというようなことは、いかなるものかというふうに強く思っております。なお、スーパーに並べば、それぞれ買う人は選択できるわけですよ。嫌だと、絶対嫌なんだという人は買わなくても済むわけです。

やはりここは、かなり日本の国とアメリカの関係から考えたなかで、農産物の輸出入の関係、貿易の関係、ひいては防衛の関係まで考えたなかで、これはかなり高度な判断が要求されている問題だと思います。おそらく無条件で総理も受け入れるようなことはないと思いますが、かなり慎重な、もちろん要求もすると思いますけれども、一方的に全頭検査で日本と同じ検査をやらなければ輸入はしないんだということよりも、むしろ輸入の方向で話し合いをしていくという決着を見るのが、私は正論ではないかということで、一方的なこの今回の意見書については賛同しかねるということでありませう。以上であります。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

上村 守君 私はこの請願に賛成の立場で討論に参加をしたいと思います。まず反対者の意見にあった、ヤコブ病、全世界のなかでこういう事例があったとう報告がありました。日本でも先日これに基づく患者さんが発見をされて、昭和55年以降にフランスあるいはイギリスへ渡航した皆さんは輸血をしないで下さい、輸血禁止が出ました。私も58年の8月にフランス、イギリス行ってまいりましたので、今輸血ができない身体であります。私ども国内では、そういう本当に厳しい規制をはって、国民全体の健康を守っていこうと。あるいはさっき原因が不明、解明ができていないというふうに言われますが、この因果関係についてはイギリスで明確に立証されて、これはもう全世界でのルールになっているんです。したがって、世界的にこれだけ厳しいものが布かれている。しかしアメリカでは、それこそ貿易の関係で1日も早く開けてくれというようなことが言われているわけです。

私は今、魚沼米を含めて農業者全体にかけられているトレイサビリティですね、全部生産履歴を明らかにしていこうと。だから日本国内で売られている牛は全部耳標をうって、生まれた日はここで、どういう管理がされてどういう餌を食って、そしてどうにかたちで加工されて、今この店頭に並んでますよ、という姿が明らかになっているわけなんですね。輸入についてもアメリカのものは入れていませんけれども、これが発生していないところでは、きちんとした管理に基づいて輸入がされているわけです。この間も政府の町村外務大臣が、これから安全委員会をきちっと開いて議論を早くやって、この結論を出したいと言ってるわけですので、この結論が出るまでの間は、私はこのBSEの対策をきちんとやっぱり堅持していくこと、これが大事だと思っております。ぜひとも皆さんのご賛同をいただきたいと、こう思います。よろしくお願いします。

議長 次に原案に反対者の発言を許します。

中沢俊一君 元豚飼いでありますが、よせばいいのにというような声が聞こえそうですが、私は木村議員の心意気を感じまして、反対の立場で討論に加わります。

私がここ1年ちょっとどうもやっぱり元気がないと、皆さん見ててそう思うと思うんですよ。この議場で思っていることの半分も言わないでこうしているわけですから。原因は、私は牛肉を1年余りの間食っていないのです。それまでは私は、大体週末になると厚さ3センチ、500グラムのステーキを食いながらビールを飲むのが私の一番の楽しみでした。ただ500グラムのステーキと言ったって、原価500円なんですよ、500円。スーパーでアメリカ産の肩ロースが売っているわけです。

それで、イギリスで確かに80年代はいろんなかたちでこれが、まあ気がつかなかったこともありましたりして、2万頭台のそのBSEの牛が食用に供されたと。また向こうの食生活を見れば、牛の脳みそ、これを味付けの代わりにハンバーグに大量に混ぜて、それでこう使ったわけです。まったくとしたいいい味になるそうですね。そういうかたちで私どもの日本人とは全くその食文化が違うわけです。そういうなかで確かに150何名というイギリスの病人が出ました。今回議論のなかで食育という言葉が出ましたけども、この食育。確か

に危ないものには近寄らないということではなくて、私は子供たちにはやっぱり食文化を理解するということと、あとは科学的にちゃんと解明したなかで、そしてたくましさは私は今の子供たちに欲しいと思っています。

安全性に移りますけども、まず持って今、我々日本人がふぐを料理屋で食って死んだ人はいませんね、最近。あれほど食べばたちどころに死んでしまう魚でも、危険部位をちゃんと除けば立派な食文化として日本の芸術として残るわけです。もう1点ですよ。じゃあプリオンがどういうことなのかということですけども、先般、食品安全委員会も20ヶ月未満の牛であれば、問題になるプリオンの蓄積はないという結論を出しました。あとは世論に任せるとのことですけども。そういうことで一応のあの慎重な食品安全委員会も結論を出しております。またもう1点、これはまだ未確認情報ですが、このプリオンだけでなく、実は病気を発生するには何がしかの因子がありそうだと。この因子に今度は対抗するような医学の発展があれば、これは病気を発生しなくて済むと思う、ということです。

私はもうひとつ、食育の方で大事なのは、霜降り肉に日本人が味を慣らされて、脂肪分に無防備になった場合、かえってBSEのその1億2,700万人に対して、0.2人から0.9人なんていう発生ではなくて、肥満による生命の危険の方がよっぽど私は大きいと思っています。

あと制裁の方です。確かにそのアメリカがこれから経済制裁に入ると言うんですけども、私はその工業製品はそんなに認められるとは思っていませんが、もしこれがじゃあ米のWTOの方へアメリカが及んだ場合、じゃあどうなりましょうか。そういうことまで考えて私は先を見た場合にも、選択の自由ということはさっき木村議員からもありましたけども、ちゃんと表示はします。それから外食産業でもそこら辺が義務付けられてきます。そういうなかで自己責任で日本人が選んで食の安全性、食の自由、これを守るといえば私はここで解禁に踏みきりたいと思っています。大勢の皆さんの賛同を求めます。以上です。

議長 次に原案に賛成の方の発言を許します。

和田英夫君 私はこの原案に賛成という立場で討論に参加します。いろいろ話は出ておりますが、今回のポイントはこの議会が消費地の議会ではなくて、魚沼こしひかりを生産し、八色すいかを生産し、また椎茸を生産する、いわゆる農産物を皆さんから食べていただきたいという地方自治体の議会であります。卑しくもそういうなかです、しかも全国的に食の安全性ということを盛んに言われているし、また農業者も各自治体もそういうことで取り組んでるなかで、先ほど木村議員が言ったように国民のアンケートからいっても、大多数がやっぱり安全が確立されないと、こういうことを言ってるんです。

そこで思い出して下さい。喉もと過ぎれば熱さを忘れてという、あのいわゆる騒動のときに私はそんなに恩恵はなかったわけではありますが、国もそのいわゆる輸入政策、牛肉輸入政策に間違いがあったということの反省から、かなり食肉流通生産にかけて、いわゆる大きな税金を使ったことは皆さん覚えていると思うんです。

そういったなかで最近もこのことについて報道されているように、アメリカさんも勝手な

んです。発症地がどうもカナダだということで、カナダ産の牛はいらんと。ただアメリカも発症していながら、これは買えと。確かにそれは貿易の関係で、中沢さんもそういう議論あるわけですけども。そこで今、政府も、アメリカで今飼われている牛、全頭の検査、これは確かに不可能なんです。あの広大な牧場で自然繁殖をしている実態があるわけですから。これを全部日本のように耳標で管理ということは、これは実際不可能です。しかし政府が言われているように、例えば日本向けのいわゆる食用にされる牛を、専用の飛行機で入れる、あるいは向こうでもいいが、そういうことでの方法はいくらでもあるんです。したがって私はここで、ライスさんだかお米の大臣が来たようですけどもに、そういうことで輕輕に相対的な貿易の関係から言ってやったらいい、そういう議論もあるが、輕輕にここはやるべきではなくて、先ほど上村議員が言ったように、安全委員会なりまたより日本国民が安心して食べられる方法はあるわけです。しかも今はいわゆる検査体制や、検査の機器が発達してきていて、それほどかつての大騒ぎのときほど時間はかからないわけでありますから、ぜひここは、ポイントは、農産物生産自治体の議会として、食の安全を優先して今回のことについてご賛同をいただきたいと思えます。お願いします。

議長 以上で討論を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決をします。この採決は起立によって行います。平成17年請願第4号全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める請願、本件については委員長の報告は採択であります。報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって平成17年請願第4号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

議長 日程第7、第41号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決をいたします。第41号議案 南魚沼市税条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第41号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 8、第 4 2 号議案 合併に伴う南魚沼市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決をいたします。第 4 2 号議案 合併に伴う南魚沼市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第 4 2 号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 9、第 4 3 号議案 南魚沼市入湯税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決をいたします。第 4 3 号議案 南魚沼市入湯税条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第 4 3 号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 10、第 4 4 号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

環境課長補佐 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 詳しくはわからないので質問をします。この条例でありますと要するに届出をするということで、従来行われていた洗浄とかポンプの入れ替えとかができなくなるということではない、ということであると、何のため、何を防止するための条例になりますか。もう少し詳しく教えてください。

環境課長補佐　　じゃあもう少し具体的に説明いたします。今までの条例ですと掘削するというのを許可、あるいは届出、ということはあったんですが、今回お願いするのは洗浄と回収ということなんでございます。まず市街地内は規制をしているがために、ちょっとそれをくぐるかなというようなものがあるものですからこういうことになるんですけども。実際に井戸をこの市街地の中、現在の井戸のポンプを大きくしたり、あるいはケーシングを変えたり、そういうことはできないことになっております。でも電話や匿名の手紙等々見てみますと、どうもやぐらをかけて掃除をするふりをしてポンプを変えてるんじゃないの、というようなものもあります。現実12月中旬にも起きましたけれども、操作というか作業がちょっと誤って陥没事故が起きるといようなことが起きています。それでこれから先を考えて行きますと、もう井戸は掘れませんから当然洗浄だとかそういったものが数多く出てくるのが考えられますので、洗浄にともなう事故だとか不正回収等をやはり防止する先手を打っておく必要があるのかな、ということで提案しているのであります。洗浄や回収その他ができなくなるのではなくて、事故防止のために監視をするということでの趣旨でございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

岡村雅夫君　　届けをすると事故が防止をされるという論は、ちょっと私はわからないんですね。「何々はしてはいけない」とかというかたちでないと、周囲を掘ってはならないとか。先般の話をちらっと小耳にはさんでみますとケーシングがずれたから、それを直そうとして掘ったがために陥没したと、こういう言い方なんですけれども。届出してそして許可を得た、要するに同じ口径、同じ能力のポンプを入れ替えるのに、そうすると事故が起きないというなんか因果関係が、私はわからない。

環境課長補佐　　許可制にしますと当然私ども厳しい検査を行います。それによってちょっと怪しい行為だとか危険なことだとか、例えば掃除をした後の泥なんかが出ますけども、側溝に入れたまま廃碎になると、こういう業者がいた部分については厳しく指導をします。こういう作業が入ってきますので、当然精神的圧力になってそういうものがいくらか緩和できるんだらうというふうに思っています。

議　　長　　ほかに。

（「なし」の声あり）

議　　長　　以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

議　　長　　採決いたします。第44号議案　南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第44号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第45号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

保育課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 定数がここに書いてありますので、若干利用度の関係からちょっとお話を
お聞きしたいんですが。端的な話が蕨神南保育所80人というこういったかたちで定員が決
まっているわけです。かなりゆとりがあるかたちで定員を決めているというふうに私は従来
思っていたんですけども、最近の傾向ではこれがほとんど埋まる、満杯というような状況な
のかどうか。若干最近の制度が変わりまして、3歳になったと同時にその日からでしょうか、
保育をしていただけるということなんですけれども、それがちょっと南保育所の場合はそう
でない。来年回しというような言い方をされた方がいたという話を聞いたんですが。要す
るに人員配置の問題か定数の問題か、その辺を一つお聞きしたいのですが。

保育課長 お答えをいたします。蕨神南保育園の関係で申し上げますと、定員につきま
しては80人の定員であります。現在申し込みの数といたしましては、62名の定員でござ
います。以下管内にそれぞれ15ヶ所ほどの常設の保育園がございしますが、全体の定員から
みますと充足率については82パーセントほどでございます。ですので特別ないろいろな条
件があるわけなんですけれども、そうでない方につきましては、すべて受け入れをしたというこ
とで私どもは理解をしております。以上です。

岡村雅夫君 要するに入所規定にあう3歳になっていない方、年度の途中でなる人の申
し込みについては、随時受けられるということでしょうか。

保育課長 乳児保育のことだろうと思いますが。

(「いや、3歳児です。誕生日が来ると3歳から受け入れるでしょう」の声あり)

年齢の区分は、常設の場合はその入所の決定の1月1日現在で3歳になるか2歳になるか
ということによっておりますので、3歳になったからといって、今入ってきた途中から3歳
のあれにしてくれというようなことはしていません。

(「しているでしょう」の声あり)

もちろん途中入所は受けますけれども。

(「大和町はしていたでしょう」の声あり)

途中入所は随時受けております。

(「ですから定員内であればできるということですよ」の声あり)

できます。申し訳ありませんでした。

(「はい、わかりました」の声あり)

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

議長 これで質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第45号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第45号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、第46号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決します。第46号議案 人権擁護委員の候補者の推薦については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、よって第46号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、第47号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決します。第47号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正することについては原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって第47号議案は原案のとおり可決されました。休憩をします。2時50分再開します。

(午後2時37分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後2時50分)

議長 日程第14、第6号報告 専決処分をした事件の報告について(大巻中学校屋体建設(建築)工事請負契約の変更について)を議題といたします。説明を求めます。
財政課長。

財政課長 (報告を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で第6号報告の報告を終わります。

議長 日程第15、第49号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

大和病院事務長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

中俣 誠君 先ほどの予算のところでもちょっとお聞きをさせていただきましたけれども、基本的に気持ちができるし何とかしてやりたいというのはわかります。しかしながらこれだけ大変な経営をやっている病院、やはり企業会計というのは独立採算が一応原則になっているというふうに私は思っているわけです。そういう中で一挙に50パーセントアップ、1.5倍になるわけですね。自治体病院は、地方には非常に来てがいない。給与を優遇するので来い来いということで、予算書見てもわかるとおりほとんど手当が大半を占めてきているというのが実態です。それでもなおかつ来ないというジレンマがあるわけですが、その辺、非常に矛盾を感じるわけです。そういう中で世間一般からいったら手当を1.5倍にするなんていうのは、許される問題ではないと思うんです。こういう状況だからやむをえず許されるということであって。

そういう考え方の中で県立がどれぐらいか、給与を私以前調べたことがあるんです。その時は大和病院も多少調べさせてもらいましたけれども、城内病院がこの魚沼の谷では最高給与だったことがあります。県立なんかよりずっといいわけなんですよね。大和もおそらくそれに近くなってきているんじゃないかと思うんですが、近隣の病院、または県立病院は、実際いくらでどういうふうに行っているのかお聞かせをいただきたいと思います。

大和病院事務長 お答えを申し上げます。確かにこういう状況でございますので、基本的に職員の待遇をプラスの方向で改定をするのはいかなものかという大前提を、私も十分承知をしておるところでございます。ただ現実に医師の確保並びに医師の業務が大変過重になっているという状況の中で、一律にどうこうとかということではなくて、先ほど申しあげましたように具体的な業務に係わる医師の部分については、それに応じた手当というかたちにはなりますけれども、報酬を差し上げて労働環境等をやっていただく必要がまたあるのかなというふうに思っております。

そういうことでこの改定にあたりましては、若干県立病院の宿日直の手当についても、県立病院の事務方に問い合わせさせていただきました。具体的なところは、県立病院はいろいろ細かいかたちになっておりまして、2万円という現行の額については今までの市立病院と県立病院は同額でございます。市立病院はそれ以外の付加というのが全くございません。県立病院については、実際急患等が当直体勢に入った時、3時間45分でしたでしょうか実働が伴った場合は、超過勤務的な時間加給的な意味合いでお金を加えたり操作する制度がかなり複雑になっておりまして、実質的にはかなりな額になっているようでございます。当直手当についてはそうでございます。

それから県立病院ではない一般の病院という表現でいいかわかりませんが、今回、大和病院で医師がかなり不足して医師の報酬をあらゆる県の医師会、会報まで含めて募集をした時、当直代行で自分を使ってくれないかというような応募と申しますかがありました。その時、あなたが今やっている当直代行ですと、お勤めの場合のお金はいくらですかと申し上げましたら、6万5,000円いただいているというようなこともございました。これがすべての相場とは思いませんけれども、そういう額で実際医師の当直代行がなされている病院も少なからずあるということでございます。当直手当についてはそんなところでございますけれども、全体の医師の年額給与という面では、大和病院は県立の7割から 医師の経験年数とかその時の法制によって違いますけれども、15年度当時私がちょっと試算しましたら7割から 8割程度の総額報酬でございましたので、そういう意味では県立病院よりはるかに大和病院は安いというかたちでございます。もちろん医師の経験年数も違いますので一概に比べられませんが、平均年収でいえば大和病院と城内病院もかなり差があるということが事実でございます。以上でございます。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

議長 以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決します。第49号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第49号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、第50号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第50号議案 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第50号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17号、発議第2号 国家公務員の「地域別給与」への改悪を行わず地方財政の確立と充実を求める意見書の提出について、日程第18、発議第3号 被災者生活再建支援法の改善等を求める意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。事務局長より朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笠原幹夫君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたしますが発議第2号の方でお聞きをいたします。今まではそれこそ地方交付税という中で、富める市町村もそうでないところもそれなりの財源を確保されてきたわけですけども、今の小泉内閣になりまして、いわゆる三位一体改革が進んでいるわけです。当然税源委譲をされるという前提で進んでいるわけですけども、そうすると税の入るところと入らないところが当然出てくるわけです。その中でやはり当然そこでその税金の中で支払いをしていくという部分が、私は基本的にはあって当然だろうというふうに思っているわけですけども、その辺のところを笠原提出者はどういうふうに考えているかをお聞きいたします。

笠原幹夫君 そのことについてはいわゆる三位一体改革では確かにそのそういうかたちで、地方への税源移譲との関係で今ものすごく不満を持っているわけです。しかしそれに加えて人事院の勧告が、仮に今予想されるようなかたちで実施をされるとすれば、ますます税源移譲以上に地方自治体に与える影響というのは大きくなる、というふうに私は考えています。したがっていわゆる公務員等の2つの面があると思いますが、今言ったような面と、同じ労働をしながら賃金が違うというそういう問題とも絡んで、私はこの今の内容は極めて不当な考え方、あるいは大都市東京への一極集中にさらに輪をかけるような内容になってしまうというふうに考えています。きちんとした答弁になっているかどうかわかりませんが

もそのような考えを持っています。

議長 ほか。

(「なし」の声あり)

議長 以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 発議第2号に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決をいたします。発議第2号 国家公務員の「地域別給与」への改悪を行わず地方財政の確立と充実を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

議長 異議がありますので本案は起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって発議第2号は否決されました。

議長 発議第3号に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決をいたします。発議第3号 被災者生活再建支援法の改善等を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

異議がありますので起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって発議第3号は否決されました。

議長 日程第19号 発議第4号 「サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める」意見書の提出についてを議題といたします。事務局長より朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

岩野 松君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。発議第4号 「サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める」意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

異議がありますので起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって発議第4号は否決されました。

議長 日程第20、発議第5号 地方への負担転嫁を許さず真の三位一体の改革を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

青木一夫君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。発議第5号 地方への負担転嫁を許さず真の三位一体の改革を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第5号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21、発議第6号 全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長より朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

岡村雅夫君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑をなしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。発議第6号 全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

反対がありますので起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって発議第6号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、発議第7号 南魚沼市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。事務局長。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。この採決は起立により行います。発議第7号 南魚沼市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって発議第7号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より議会運営について、3常任委員長より所管事務について会議規則第104条の規定によりお手元に配布のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

議長 お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長 以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。これをもって平成17年3月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

(午後3時38分)